

江戸川区施設予約システム えどねっと利用者規約

第1章 総則

(適用範囲)

- 第1条 この規約は、江戸川区立コミュニティ会館条例(昭和59年3月江戸川区条例第15号)その他別表1に掲げる条例(以下「条例」という。)及び条例の施行規則(以下「規則」という。)その他関連する法規に定めるもののほか、条例で設置する施設を利用するために江戸川区が運用及び提供する江戸川区施設予約システムえどねっと(以下「システム」という。)を利用することについての一切に適用します。
- システムにおいて提供するサービスの利用に伴う利用者登録等の事務については江戸川区が行うものとします。
 - 江戸川区は、利用者へ事前に通知することなくこの規約を変更し、又は新たな条項を追加できることとします。また利用者は利用の都度、この規約の確認を行うこととします。
 - 利用者がシステムによるサービスを受けるために、利用者番号を入力したとき、本規約を承認したものとみなします。

(利用対象施設)

- 第2条 システムにより利用の手続きを行うことのできる施設(以下「施設」という。)及びその区分は、別表2のとおりとします。

(利用者の登録)

- 第3条 システムを利用しようとする方は、本規約を承諾のうえ登録申請書により江戸川区にシステムの利用を申請(以下「登録申請」という。)するものとします。
- 第1項の申請について江戸川区が利用の承認をした方を利用者(以下「利用者」という。)とします。
 - 第1項の規定による登録の区分は、別表3のとおりとします。
 - 第1項の規定による登録申請の受付を行う施設の窓口(以下「施設窓口」という。)は、別表4のとおりとします。
 - 第1項の規定による申請は、個人登録の場合は本人が、また団体登録においては、成年の代表者又は連絡者が行うこととします。ただし、小学生個人及び中学生個人の申請は保護者が行うこととします。

(登録申請の確認)

- 第4条 江戸川区は、第3条の規定による登録申請があったときは、第1号に規定する書類等による確認を行います。また、申請者が江戸川区以外に居住しており、江戸川区内に勤務しているときは第2号に規定する書類等による確認を、通学しているときは第3号に規定する書類等による確認を併せて行います。また、小学生チーム及び中学生チームにおいては、その監督者又は連絡者に、小学生個人及び中学生個人においては、本人及びその保護者に対し、第1号に規定する書類等による確認を行います。

(1) 本人であること及び居住地の確認

- 運転免許証
- パスポート
- マイナンバーカード(個人番号カード)
- 住民基本台帳カード(写真付き)
- 健康保険証

- カ 住民票
- キ 身体障害者手帳
- ク 年金手帳
- ケ 印鑑登録証明書
- コ その他、江戸川区が適当と認める書類

(2) 江戸川区に在勤している方であることの確認

- ア 社員証（勤務地として江戸川区内の住所が記載されているもの）
- イ 在勤証明書
- ウ その他、江戸川区が適当と認める書類

(3) 江戸川区に在学している方であることの確認

- ア 学生証（学校所在地として江戸川区内の住所が記載されているもの）
- イ その他、江戸川区が適当と認める書類

2 前項に定める確認は、各号に定められた書類等のうち、1種類を提示することとします。

3 次の各号に定める団体については、それぞれ規定した人数に対し、第1項に定める確認を行います。ただし、江戸川区が必要と認める場合は、すべての構成員について第1項に定める確認を行うことができることとします。

- (1) サークル団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・5名以上
- (2) 野球チーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・9名以上
- (3) 小学生チーム（区内・区外）、中学生チーム・・・・・・5名以上

4 前項の規定において、第1項に定める確認は、代表者・連絡者以外の構成員について、下記に定める構成員を優先して確認を行うものとします。

- (1) 青年団体・・・・・・・・・・区内在住・在勤・在学の30歳以下の者
- (2) 少年団体・・・・・・・・・・区内在住・在学者で中学生以下の者
- (3) 熟年者団体・・・・・・・・・・区内在住・在勤者で60歳以上の者
- (4) 障害者団体・・・・・・・・・・区内在住・在勤・在学の障害者及びその保護者
- (5) 文化活動団体・・・・・・・・・・区内在住・在勤・在学者
- (6) 野球チーム・・・・・・・・・・区内在住・在勤・在学の高校生相当以上の者
- (7) 小学生チーム(区内)・・・・・・・・区内在住・在学の小学生
- (8) 小学生チーム(区外)・・・・・・・・小学生
- (9) 中学生チーム・・・・・・・・・・中学生

5 第3項の規定における確認書類は、申請者以外の確認においては、その写しでも足りることとします。

（登録の実施）

第5条 江戸川区は、第3条の規定による申請があった場合において、第4条の規定による確認をしたときは、氏名、住所、生年月日、電話番号その他江戸川区が必要と認められる事項をシステムに登録します。

（登録の不承認）

第6条 江戸川区は登録申請を行った方が、次の各号に該当する場合は登録を承認しない場合があります。

- (1) 既に利用登録書の交付を受けている利用者。ただし施設の利用区分等により複数の登録が必要な場合は除きます。
- (2) 過去の規約違反等により、システムの利用資格の取消しが行われていることが判明した場合。
- (3) 第22条に規定するペナルティにより利用停止中の利用者。

- (4) 登録申請時に虚偽、誤記又は記入漏れがあったことが判明した場合。
- (5) 江戸川区暴力団排除条例第2条第一号の暴力団(以下「暴力団」という)であると認められたとき。
また、利用者本人又は団体の構成員が同条例第2条二号の暴力団員(以下「暴力団員」という)、同条例三号の暴力団関係者(以下「暴力団関係者」という)であると認められたとき。
- (6) その他、江戸川区がシステムの利用を不相当と判断した場合。

(利用者番号)

第7条 江戸川区は利用者に対し、異なる利用者番号を設定します。

- 2 利用者は、利用者番号を第三者に知らせることがないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

(利用登録書の発行及びその取扱い)

第8条 江戸川区は利用者に対し、登録した情報を表記した利用登録書を発行します。

- 2 登録区分により、利用者が利用できる施設が異なります。
- 3 利用者は、登録書を第三者に譲渡したり、貸与したりすることはできません。
- 4 利用者は、登録書を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。
- 5 登録申請を行い、発行された登録書は、登録書発行日から使用できるものとします。ただし、申請の内容、事務手続きの事由等により登録書の発行に日数がかかることがあります。

(利用者番号及び暗証番号の管理)

第9条 江戸川区は、利用者が指定する6桁から16桁の算用数字および英字を暗証番号(以下「パスワード」という。)として登録します。

- 2 利用者は、利用者番号及びパスワードを第三者に譲渡したり貸与したりすることはできません。
- 3 利用者は、利用者番号並びにパスワードの管理、使用について責任を持つものとし、江戸川区及び他の利用者に損害を与えることのないよう、また、第三者に知られることのないよう善良な管理者の注意をもって管理するものとします。

(登録申請・届出事項の変更)

第10条 利用者は、江戸川区に届け出た事項に変更が生じた場合は、遅延なく、その旨を施設窓口へ届け出るものとし、江戸川区は届け出があったときは第4条に規定する確認を行います。ただし、次の各号に掲げる項目については、利用者がシステムから変更することができます。

- (1) 個人登録 緊急連絡先、パスワード、メールアドレス
- (2) 団体登録 連絡者電話番号、緊急連絡先、パスワード、団体情報
- 2 前項に規定する変更の届出は、有効期限内の年齢の変更に関してはこの限りではありません。
- 3 住居表示の変更による住所の変更等江戸川区が特に認めた場合は、第一項の届出によらず江戸川区は利用者の情報を変更できることとします。
- 4 第1項に基づく変更の届出、又はその他の事由により利用者の登録区分が変更となった場合は、変更後の登録区分において、利用を承認することとします。
- 5 代表者又は連絡者が変更となった場合、変更前及び変更後の両者について、第4条に規定する確認を行いません。

(登録書の紛失、盗難)

第11条 利用者は登録書を紛失し、又は盗まれたときは、直ちにその旨を江戸川区へ届け出るものとします。

(登録書の再発行)

第12条 利用者は、登録書の紛失、き損又は盗難等により登録書の再発行が必要な場合は、施設窓口で所定

の申請を行うものとします。

2 再発行の申請の際は、第4条第1項第1号に規定する確認を行います。

(登録書の有効期限)

第13条 登録書の有効期限は、システムに登録を行った日から翌々年の3月31日までです。ただし、小学生個人・中学生個人・高校生個人の登録において、翌々年の3月31日以前に登録要件を満たさなくなる場合は、登録要件を満たしている年度の3月31日までを有効期限とします。

2 登録書の更新手続は、登録窓口において、有効期限の切れる年度の1月5日から行うことができます。更新手続の際、第4条に規定する確認を行います。

なお、更新手続後の有効期限は、更新手続を行った日から翌々年の3月31日までです。

3 江戸川区は、有効期限が過ぎ、無効になってから江戸川区が定める一定期間を経過したときは、当該利用者番号を削除することができるものとします。

4 第10条に規定する届出事項の変更を行った場合の有効期限は、変更前の有効期限と変わらないこととします。

(登録の廃止)

第14条 登録を廃止するときは、登録窓口で登録書を添えて所定の申請を行うものとします。

(利用者登録の取消し等)

第15条 江戸川区は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は利用を一時的に停止することができるものとします。

(1) 利用者が死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。

(2) 第3条で規定した登録資格を欠くに至ったとき。

(3) 第3条の規定による申請の内容が虚偽であったと判明したとき。

(4) 別表3備考に規定する登録除外事項に触れたとき。

(5) 重複した登録を行ったとき。サークル団体の登録の場合は、団体構成員の過半数が同一であったとき、スポーツチームの登録の場合は、同一の構成員が同じ区分で複数のチームに登録されていたとき、又は大型文化施設利用団体(区内・区外)の登録の場合は、実態として単独である団体が複数の団体登録を行ったとき、重複登録とみなします。

(6) 第10条の規定による申請がなされなかったとき。

(7) 利用者が虚偽その他不正な手段により、システムの利用をしたとき。

(8) 利用者番号及びパスワードを第三者に譲渡又は貸与したとき。

(9) 施設利用申請内容以外の活動で施設を利用したとき。

(10) 利用日に無断で使用しないとき、又はみだりに利用変更の申請をしたとき。

(11) 施設管理者の指示に反する行為又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為のあったとき。

(12) 暴力団であると認められたとき。また、利用者本人又は団体の構成員が暴力団員又は暴力団関係者であると認められたとき。

(13) その他、江戸川区が必要と認めるとき。

(登録情報の字体)

第16条 申請書の字体が、システムにおいて取扱いが困難である場合は、類似する標準字体で登録するものとします。

(メール等の配信)

第17条 メール配信について、利用者がメールアドレスを登録した場合に限り、抽選及び予約の申込み、

取消し、抽選結果等の確認メールの配信を行います。

(利用施設の確認)

第 18 条 初めて利用する施設の申込みを行う場合は、必ず利用者が当該施設への連絡を行い、利用方法や利用目的等の確認を行った上で申込みを行うこととします。ただし、水辺のスポーツガーデンを除く別表 2 に規定する野球場、ソフトボール場、サッカー場、その他スポーツ施設、少年施設（以下「河川敷スポーツ施設」という。）においてはえどねっとの施設紹介ページや利用ガイド等で上記の確認を行った上で申込みを行うこととします。

(予約の手続き)

第 19 条 施設を利用する場合は、申請の準備行為としてシステムによる予約の申込み(以下「予約」という。)を行うこととします。

- 2 施設の予約、抽選申込み及びその取消し、確認等は、別表 4 に規定する施設の窓口、インターネット及びシステムに対応した携帯電話により、行うこととします。

(抽選受付期間等)

第 20 条 抽選を行う施設においては、利用日の属する月から起算した受付開始日の属する月（以下「受付開始月」という。）の 1 日から 10 日を抽選受付期間とします。

- 2 抽選受付期間の抽選の申込みは、規則に規定する「同時に申請があったとき」とみなします。
- 3 抽選が終了した後の空いている施設の予約（以下「空き予約」という。）は、システムによる予約が完了した順序（以下「先着順」という。）によって受付を行います。

(抽選処理)

第 21 条 抽選は、受付開始月の 11 日にシステムにおいて自動的に抽選処理するものとします。

- 2 抽選において当選した場合は、抽選の申込みがそのまま利用の予約となります。

(ペナルティ)

第 22 条 ペナルティ要件及び措置は、別表 5 に掲げる事項に該当するときに、利用者にペナルティを課し、システムの利用を制限します。

- 2 ペナルティポイントの有効期限は、当該ペナルティの発生した日の翌日から 2 年間とします。

(団体情報の公開)

第 23 条 第 3 条で規定するサークル団体、大型文化施設利用団体及びスポーツチームは、自らの団体の情報をシステム上で公開することができます。

- 2 前項の規定にかかわらず、江戸川区が不適当と認める場合は団体情報の公開を行えないこととします。

(団体情報の公開内容)

第 24 条 団体情報の公開において公開できる情報は、次の各号に掲げるものとします。

- (1) 団体の基本情報及び活動情報
- (2) 団体が行うイベントの情報

- 2 団体情報の公開を行う団体は、公開するすべての情報において責任を持つものとします。

(サービスの一時的な中断)

第 25 条 江戸川区は、次の各号に該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、一時的にシステムを中断する場合があります。

- (1) システムの保守を定期的に、又は緊急に行う場合
- (2) 火災、停電等によりシステムの運用ができなくなった場合
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災によりシステムの運用ができなくなった場合

(4) 暴動、騒乱、労働紛争等によりシステムの運用ができなくなった場合

(5) その他運用上・技術上において、システムの一時的な中断が必要であると江戸川区が判断した場合
(システムの内容の保証及び中断)

第 26 条 システムの内容は江戸川区がその時点で提供するものとします。江戸川区は、提供する情報又は利用者が登録する情報等について、その完全性、正確性、適用性、有用性等に対し、いかなる保証も行いません。

(システム内容の変更)

第 27 条 江戸川区は、利用者への事前の通知及び承諾なくして、システムの諸条件、運用に関する規則及びシステムを変更することがあります。内容の変更については、利用者が当該サービスを受けるために、利用者番号等を入力したとき、承認したものとみなします。

(設備等)

第 28 条 利用者は、システムを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、電気通信サービス及びその他これらに付随して必要となるすべての機器を、自己の費用と責任において準備するものとします。

2 利用者は、江戸川区が推奨する環境において、インターネット及びシステムに対応する携帯電話から施設の予約、抽選、確認等を行うことができます。

(その他のサービス等)

第 29 条 利用者が、本規約に規定のない提供サービスを利用したときは、江戸川区が別に定める当該提供サービスの利用規則又はこれに相当するものに従うものとします。

(個人情報保護)

第 30 条 江戸川区は、利用者の個人情報については、江戸川区が別に定める個人情報保護条例及びプライバシーポリシーに基づき適正に管理し、取り扱うものとします。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第 31 条 利用者は、江戸川区が承認した場合(当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、江戸川区を通じ、当該第三者の承認を得ることを含む。本条において以下同じ。)を除き、システムを通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用することができません。

2 利用者は、前項に反する行為を第三者にさせることはできません。

(営業活動の禁止)

第 32 条 利用者は、江戸川区が承認した場合を除き、システムを使用して、営業活動、営利を目的とした利用をすることはできません。

(その他の禁止事項)

第 33 条 前 2 条に定めるもののほか、利用者はシステムの利用において次の各号に掲げる行為をすることができません。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある行為
- (2) 犯罪的行為に結びつく行為
- (3) 他の利用者又は第三者の権利若しくはプライバシーを侵害し、又は名誉を毀損する行為
- (4) 他の利用者又は第三者を誹謗中傷する行為
- (5) 他の利用者又は第三者に不利益を与える行為
- (6) 公職選挙法に抵触する行為
- (7) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる行為
- (8) システムの運用を妨げ、あるいは江戸川区の信用をき損又は失墜するような行為

- (9) 利用者番号及びパスワードを第三者に貸与又は譲渡する行為
- (10) 不正な利用者番号及びパスワードを使用する行為
- (11) システムの目的に反する行為
- (12) システムの提供する情報の改ざん及び侵入を目的とする行為
- (13) その他、江戸川区が不相当と認める行為

(情報等の削除)

第 34 条 利用者が登録した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当する場合、江戸川区は利用者に事前に何ら通知することなく、当該情報等を削除することができるとともに、システムの利用を中止させ、又は利用の許可を取り消すことができます。

- (1) 第 24 条に規定する以外の情報を登録したとき。
- (2) 第 31 条、第 32 条及び第 33 条に規定する禁止事項に抵触したとき。

(損害賠償及び自己責任の原則)

第 35 条 江戸川区は、システムの利用により発生した利用者又は第三者に対する損害について、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。

- 2 前項の場合において、利用者は自己の責任と費用をもって発生した問題を解決し、江戸川区に損害を与えることのないものとします。利用者が本規約に反した行為又は不正若しくは違法な行為によって江戸川区又は第三者に損害を与えた場合、江戸川区は、利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

(免責事項)

第 36 条 次の各号に掲げる事項に該当するときには、そのために生じた損害について江戸川区は責任を負わないものとします。

- (1) システムで提供するサービスを利用するに当たり、入力されたパスワードとシステムに登録されたパスワードとが一致してシステムが利用された場合において、利用者には何らかの不利益が生じたとき。
- (2) 第 13 条第 2 項に規定する更新手続きを行わなかったことにより、利用者がシステムを利用できずこれにより損害が発生したとき。
- (3) 登録書の使用及び管理に際して、利用者が第三者に譲渡及び貸与又は盗難、紛失等において、そのことにより登録書が不正に使用され、その結果、当該利用者又は他の利用者には何らかの不利益が生じたとき。
- (4) 利用者がその責に帰すべき事由により、システムの利用又は情報の登録に際し、他の利用者又は第三者に損害を与えたとき。
- (5) 利用者が第 18 条に規定する利用施設の確認を行わず、利用者には何らかの不利益が生じたとき又は第三者に損害を与えたとき。
- (6) 利用者が、江戸川区の推奨する環境以外の設備でシステムを利用し、利用者には何らかの不利益が生じたとき又は第三者に損害を与えたとき。
- (7) 既に予約をした施設において、天災、天候及び施設や設備の破損等により施設利用ができなくなった場合に、利用者には何らかの不利益が生じたとき又は第三者に損害を与えたとき。
- (8) 施設において緊急に工事等が必要になった場合、利用者には何らかの不利益が生じたとき又は第三者に損害を与えたとき。
- (9) システムの遅延又は中断等が発生し、その結果により利用者又は第三者には何らかの不利益が生じたとき。

第2章 文化・地域施設

(予約の手続き)

第37条 予約の受付方法及び期間は、別表6・8及び別表9のとおりとします。

(抽選確認期間)

第38条 抽選結果の確認は、受付開始月の11日から19日までの期間(以下「抽選確認期間」という。)に施設窓口、インターネット、携帯電話で確認ができます。

- 2 大型ホール、区民館ホール及びコミュニティ会館ホール、総合文化センター、タワーホール船堀の各部屋の抽選で当選した方は、抽選確認期間中に、当選した施設で利用内容の確認を行い、施設使用料を支払うこととします。
- 3 前項に規定する打合せ及び施設使用料の支払いがなかった場合、江戸川区はその予約を取り消すことができることとします。また、江戸川区が内容確認により施設の利用が適切でない判断した場合もその利用の予約を取り消すことができることとします。

(利用時間)

第39条 施設の利用時間には、準備及び後片付けに要する時間も含み、利用が終わった際には原状回復を行うこととします。

- 2 前項の規定において、係員が施設に立ち入り原状回復を行う必要が生じた場合、その時間も利用時間を含むこととします。

(付帯設備)

第40条 付帯設備の予約受付は、施設の予約が確定した後に先着順により行うこととします。

(申込み数等の制限)

第41条 多くの区民に利用していただくため、利用者には原則として別表7・8及び別表9のとおり利用日数及び利用時間の申込み数制限をします。ただし、行政目的等により江戸川区が特に認めた場合は申し込み制限を超えて予約が出来ることとします。

- 2 利用する日の属する月の前月25日12時以降は、前項の制限を行わないこととします。

(使用料等の納付)

第42条 予約をした施設の使用料及び利用料金(以下「使用料等」という。)は原則として利用当日の利用前に支払うこととし、その支払いをもって利用の承認とします。

- 2 大型ホール、区民館ホール、コミュニティ会館ホール及びそれに伴う控室、総合文化センター、タワーホール船堀の各部屋の使用料等は、抽選に当選した場合は抽選確認期間中に、空き予約の場合は予約してから10日以内に支払うものとします。なお、支払いが行われない場合は、予約及び当選を取り消すこととします。

(使用料等の不還付)

第43条 使用料等は次の各号に該当するときは、還付をしないものとします。

- (1) 利用の取消に悪質な意思が認められるとき。
- (2) 利用者の申し出により、支払い期間前に支払いを行ったとき。

(利用の不承認)

第44条 条例の規定により次の各号に該当する場合は、利用を承認しないこととし、必要に応じて予約を取り消すことができることとします。ただし行政目的等により事前に承認を受けた場合はこの限りではありません。

- (1) 悪臭や騒音を発するもの又は煙の出る物を持ち込む場合。
 - (2) 消防法で規定する危険物を持ち込む場合。
 - (3) 凶器となりうる物品を持ち込む場合。
 - (4) 飲酒を主たる目的とした利用の場合。ただし、祝賀会・記念会等の目的で、事前の承認を得た場合はこの限りではありません。
 - (5) 営利を目的として物品の展示販売（勧誘、斡旋を含む）等を行う場合。
 - (6) 営利を目的として、継続的に団体の活動を行う場合。（個人、団体又はその構成員が財産上の利益を得ることが主たる目的である場合を含む。）
 - (7) 部屋に施錠をして利用する場合。
 - (8) 無断で部屋を暗くして利用する場合。
 - (9) 館の内外に旗竿、プラカード、ビラ、看板等を持ち込む場合。
 - (10) 定員を超えて利用する場合。
 - (11) 所定の場所以外で火気を使用する場合。
 - (12) 目的外の使用及び他者への譲渡利用が明らかな場合。
 - (13) 高校生以下の利用者のみで部屋を利用する場合。
 - (14) 施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる場合。
 - (15) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ対策法）第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行う場合。
 - (16) 条例、規則、要綱、本規約並びに係員の指示を遵守する意思の認められない場合。
- 2 既に利用が承認されている場合でも、後から前項に該当すると認められた場合は、条例に基づき承認を取り消すこととします。

第3章 スポーツ施設

(予約の手続き)

第45条 抽選及び空き予約受付開始時期は、別表10のとおりとします。

(利用時間)

第46条 テニスコート、フットサルコート、バスケットコート、多目的広場及びローラーコートの利用時間は、1時間単位とします。

2 野球場、ソフトボール場、サッカー場等及び少年施設の利用時間は、2時間単位とします。

(付帯設備)

第47条 夜間照明設備については、決められた照射時間帯は必ず使用するものとします。

2 野球場、ソフトボール場、サッカー場等及び少年施設の利用時間は、2時間単位とします。

(申込み数等の制限)

第48条 利用者には原則として別表11のとおり利用時間の申込み数制限をします。

(使用料等の納付)

第49条 使用料等は施設窓口で事前に購入した利用券によりに支払うこととします。ただし次の各号に該当する団体は、納付書により事前に支払うことができます。

- (1) 江戸川区に申請を行い、認可を受けた定期的に活動を行っている団体。
- (2) 使用料等の減額及び免除を受けている団体。

2 前項の支払いをもって利用の承認とします。

(利用の不承認)

第50条 条例の規定により次の各号に該当する場合は、利用を承認しないこととし、必要に応じて予約を取り消すことができることとします。

- (1) 悪臭や騒音を発するもの又は煙の出る物を持ち込む場合。
- (2) 営利を目的として物品の展示販売(勧誘、斡旋を含む)等を行う場合。
- (3) 営利を目的として、継続的に団体の活動を行う場合。(個人、団体又はその構成員が財産上の利益を得ることが主たる目的である場合を含む。)
- (4) 目的外の使用及び他者への譲渡利用が明らかな場合。
- (5) 小学生チーム、中学生チーム、小学生個人及び中学生個人登録の利用者が17時以降にスポーツ施設を利用する際に、保護者又は監督者の同伴がない場合。
- (6) 施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められる場合。
- (7) 条例、規則、要綱、本規約並びに係員の指示を遵守する意思の認められない場合。

2 既に利用が承認されている場合でも、後から前項に該当すると認められた場合は、条例に基づき承認を取り消すこととします。

付則

本規約は、令和3年3月5日から施行します。

別表1 関係条例

	条例名称
1	江戸川区体育施設条例 (昭和31年6月条例第4号)
2	江戸川区民センター条例 (昭和40年10月条例第36号)
3	江戸川区立区民館条例 (昭和42年7月条例第22号)
4	江戸川区総合文化センター条例 (昭和57年7月条例第24号)
5	江戸川区スポーツランド条例 (昭和57年7月条例第26号)
6	江戸川区立コミュニティ会館条例 (昭和59年3月条例第15号)
7	江戸川区臨海球技場条例 (昭和63年12月条例第30号)
8	江戸川区小岩アーバンプラザ条例 (平成2年10月条例第26号)
9	江戸川区図書館条例 (平成5年3月条例第18号)
10	江戸川区東部フレンドホール条例 (平成8年7月条例第18号)
11	江戸川区総合区民ホール条例 (平成10年3月条例第20号)
12	江戸川区小松川区民施設条例 (平成10年6月条例第26号)
13	江戸川区篠崎公益複合施設条例 (平成19年3月条例第9号)
14	江戸川区水辺のスポーツガーデン条例 (平成20年12月条例第32号)
15	江戸川区新川さくら館条例 (平成24年11月条例第43号)

別表2 対象施設・施設区分一覧

	施設区分名称	対象施設	対象室場
大型文化施設	ホール	総合文化センター	大ホール、小ホール、大ホール第一楽屋～第八楽屋、小ホール第一～第四楽屋
	展示室	総合文化センター	展示室(展示目的)
	諸室	総合文化センター	リハーサル室、研修室、会議室、和室、展示室(展示目的以外)、展示ギャラリー
	ホール	タワーホール船堀	大ホール、小ホール、展示ホール(展示目的)、大ホール楽屋、小ホール楽屋、太陽の間、瑞雲、平安、福寿、桃源、蓬莱、式場、控室(太陽の間、瑞雲、平安、福寿、桃源、蓬莱、式場、控室はホールと同時に利用する場合のみホールと同等に扱う)
	バンケットルーム	タワーホール船堀	太陽の間、瑞雲、平安、福寿、桃源、蓬莱、式場、控室
	諸室	タワーホール船堀	リハーサル室、研修室、会議室、応接会議室、和室、展示ホール(展示目的以外)
地域施設	大型ホール	小岩アーバンプラザ、東部フレンドホール、小松川さくらホール	ホール、多目的ホール(ホール利用)、第一楽屋～第三楽屋、控室第一、控室第二(楽屋、控室はホールと同時に利用する場合のみホールと同等に扱う)
	区民館ホール	区民館	ホール(ホール利用)
	コミュニティ会館ホール	コミュニティ会館、グリーンパレス	ホール(ホール利用)
	集会室	区民館、コミュニティ会館、小岩アーバンプラザ、東部フレンドホール、小松川さくらホール、南葛西会館、篠崎コミュニティホール、コミュニティプラザ之江、上一色コミュニティセンター、グリーンパレス、松江区民プラザ、新川さくら館、小岩図書館、西葛西図書館	集会室第一～集会室第六、集会室くすのき、集会室けやき、集会室まつ、集会室いちょう、集会室さくら、集会室りんどう、集会室こぎく、集会室すみれ、集会室すいせん、集会室301～集会室305、集会室408、フラワーホール、西葛西図書館ギャラリー(会議室利用)
	諸室	区民館、コミュニティ会館、小岩アーバンプラザ、東部フレンドホール、小松川さくらホール、南葛西会館、篠崎コミュニティホール、コミュニティプラザ之江、上一色コミュニティセンター、松江区民プラザ、新川さくら館、小岩図書館	スポーツルーム、スポーツルームA、スポーツルームB、ホール(スポーツルーム利用)、ホール(客席のみ利用)、ホール(舞台のみ利用)、多目的ホール(スポーツルーム利用)、多目的ホール(舞台のみ利用)レクリエーションホール、レクリエーションホール第一、レクリエーションホール第二、健康スタジオ、音楽室、音楽室第一、音楽室第二、視聴覚室、料理講習室、和室、和室第一、和室第二、和室ふるさと、和室やすらぎ、くつろぎの間、大広間第一、大広間第二、ふれあいルーム、多目的室、展示ギャラリー
	GP集会室	グリーンパレス	集会室401～集会室407、料理講習室
	GP諸室	グリーンパレス	ホール(スポーツルーム利用)、ホール(舞台のみ利用)、音楽室、こども音楽室
	バンケットルーム	グリーンパレス	高砂、羽衣、芙蓉、福寿、千歳、常盤、雅、孔雀1、孔雀2
	篠崎文化プラザ	篠崎文化プラザ	第一講義室、第二講義室
	プール	小岩アーバンプラザ、小松川さくらホール	スカイプール、温水プール
スポーツ施設	テニスコート	谷河内テニスコート、松江テニスコート、小岩テニスコート、スポーツランドテニスコート、西葛西テニスコート、水辺のスポーツガーデンテニスコート	
	フットサルコート	スポーツランドフットサルコート、臨海球技場フットサルコート、水辺のスポーツガーデンフットサルコート、西葛西テニスコートフットサルコート	
	バスケットコート	西葛西テニスコートバスケットコート	
	野球場	京成鉄橋上流野球場、市川橋上流野球場、江戸川病院前野球場、ポニーランド前野球場、小松川橋上流野球場	
	ソフトボール場	江戸川ソフトボール場、小松川ソフトボール場、水辺のスポーツガーデンソフトボール場	
	サッカー場	江戸川サッカー場	
	その他スポーツ施設	江戸川ラグビー場、江戸川運動場、水辺のスポーツガーデン多目的広場、水辺のスポーツガーデンローラーコート	
少年施設	北小岩少年野球場、東小岩少年野球場、小松川少年野球場、水辺のスポーツガーデン少年野球場、平井少年野球場、江戸川少年サッカー場、平井少年サッカー場		

別表3 登録の区分及び要件

団体種別	登録区分	登録要件
サークル団体	青年団体	区内在住・在勤・在学の30歳以下の者が3分の2以上で構成されていること。
	少年団体	区内在住・在学者で構成されており、かつ中学生以下の者が3分の2以上であること。
	熟年者団体	区内在住・在勤者で構成されており、かつ60歳以上の者が3分の2以上であること。
	障害者団体	区内在住・在勤・在学の障害者及びその保護者が半数以上で構成されていること。
	文化活動団体	区内在住・在勤・在学者が3分の2以上で構成されていること。
文化施設	大型文化施設利用団体（区内）	大型文化施設を使用することを適当と認めた団体で、区内での活動実績がある、もしくは区内に事務所を有する団体。
	大型文化施設利用団体（区外）	大型文化施設を使用することを適当と認めた団体で、「区内」区分以外の団体。
スポーツチーム	野球チーム	区内在住・在勤・在学の高校生相当以上の者が9人以上在籍している野球チームであること。
	小学生チーム（区内）	区内在住・在学の小学生が5名以上、かつ3分の2以上在籍しているチームであること。ただし20歳以上の監督者もしくは保護者が代表者として登録すること。
	小学生チーム（区外）	小学生で構成される5名以上のチームであること。ただし20歳以上の監督者もしくは保護者が代表者として登録すること。
	中学生チーム	中学生で構成される5名以上のチームであること。ただし20歳以上の監督者もしくは保護者が代表者として登録すること。
個人	小学生	小学生の個人であること。ただし、保護者が登録申請をすること。
	中学生	中学生の個人であること。ただし、保護者が登録申請をすること。
	高校生（区内）	区内在住・在勤・在学者で、高校生相当の個人。
	高校生（区外）	区内在住・在勤・在学者ではない高校生相当の個人。
	一般（区内）	区内在住・在勤・在学者で、18歳以上の個人。（高校生相当の者を除く。）
	一般（区外）	区内在住・在勤・在学者ではない18歳以上の個人。（高校生相当の者を除く。）

備考

- 1 サークル団体及びスポーツチームとして登録できる団体は、江戸川区において自主的活動を行い、文化の向上、スポーツの振興及びコミュニティの育成を目的とする5名以上で構成される団体でなければなりません。なお、未成年者で構成する団体にあつては、成年の代表者を定めることとします。
- 2 政治団体若しくは特定の政党を支持し、又はこれに反対するための活動を行う団体、宗教団体、特定の宗教のための活動を行う団体、営利団体、営利活動を行う団体(団体の構成員が財産上の利益を得ることが主たる目的である場合を含む。)及び登録要件以外の理由で入会を制限する団体については、サークル団体及びスポーツチームとしての登録資格を有しないものとします。
- 3 上記の規定にかかわらず、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、それらが所属している団体、暴力行為を正当としている団体、及び過去に暴力行為の事実のある団体については、いっさいの登録資格を有しないものとします。

別表4 登録窓口一覧

NO	施設名	住所	電話
1	松江コミュニティ会館	松江7-5-12	5662-5320
2	一之江コミュニティ会館	一之江2-6-15	3654-5320
3	コミュニティプラザ一之江	一之江7-35-22	3651-1261
4	松江区民プラザ	松江2-1-10	5661-5321
5	小松川区民館	平井4-1-1	3683-5249
6	小松川さくらホール	小松川3-6-3	3683-7761
7	平井コミュニティ会館	平井4-18-10	3683-3241
8	中平井コミュニティ会館	平井7-1-6	5631-5320
9	葛西区民館	中葛西3-10-1	3688-0435
10	北葛西コミュニティ会館	北葛西2-11-39	5658-7311
11	二之江コミュニティ会館	江戸川6-46	5658-5320
12	南葛西会館	南葛西6-8-9	3686-9411
13	新田コミュニティ会館	中葛西7-17-1	5658-7211
14	清新町コミュニティ会館	清新町1-2-2	3878-1981
15	臨海町コミュニティ会館	臨海町2-2-9	3869-2221
16	東葛西コミュニティ会館	東葛西8-22-1	5658-4073
17	長島桑川コミュニティ会館	東葛西5-31-18	5679-6022
18	船堀コミュニティ会館	船堀1-3-1	3688-1481
19	小岩区民館	東小岩6-9-14	3657-7611
20	小岩アーバンプラザ	北小岩1-17-1	5694-8151
21	西小岩コミュニティ会館	西小岩4-3-22	3672-0111
22	北小岩コミュニティ会館	北小岩6-35-17	5693-1162

NO	施設名	住所	電話	備考
23	南小岩コミュニティ会館	南小岩7-17-10	5668-2241	
24	上一色コミュニティセンター	上一色2-6-10	3674-1381	
25	東部区民館	東瑞江1-17-1	3679-1926	
26	東部フレンドホール	瑞江2-5-7	5666-1221	
27	瑞江コミュニティ会館	西瑞江3-18-1	5243-2761	
28	江戸川コミュニティ会館	江戸川2-33-9	5664-1621	
29	鹿骨区民館	鹿骨1-54-2	3678-6114	
30	篠崎コミュニティ会館	上篠崎4-21-8	5666-2771	
31	篠崎コミュニティホール	篠崎町7-27-1	3698-8861	
32	グリーンパレス	松島1-38-1	3651-2228	
33	篠崎文化プラザ	篠崎町7-20-19	3670-9102	
34	新川さくら館	船堀7-15-12	3804-0314	
35	小岩図書館	東小岩3-6-9	3672-0251	
36	西葛西図書館	西葛西5-10-47	5658-0751	
37	タワーホール船堀	船堀4-1-1	5676-2211	文化・スポーツのみ
38	総合文化センター	中央4-14-1	3652-1111	文化・スポーツのみ
39	水辺のスポーツガーデン	東篠崎2-4	5636-6550	スポーツのみ
40	総合体育館	松本1-35-1	3653-7441	スポーツのみ
41	スポーツランド	東篠崎1-8-1	3677-1711	スポーツのみ
42	スポーツセンター	西葛西4-2-20	3675-3811	スポーツのみ
43	江戸川区球場	西葛西7-2-1	3878-3741	スポーツのみ
44	臨海球技場	臨海町1-1-2	3680-9251	スポーツのみ

備考

- 1 登録申請受付及び予約受付の時間は、各施設の開館時間内とします。
- 2 備考に「文化・スポーツのみ」と記載のある施設は、「大型文化施設利用団体（区内・区外）」「スポーツチーム」及び「個人」の利用者登録、及び自施設とスポーツ施設の代行予約のみ行うことのできる施設です。
- 3 備考に「スポーツのみ」と記載のある施設は、「スポーツチーム」及び「個人」の利用者登録及びスポーツ施設の代行予約のみ行うことのできる施設です。

別表5 ペナルティ要件及び措置

	ペナルティ要件	ペナルティ措置
(1)	利用日の6日前から利用時間前までに利用取消を行ったとき。ただし、地域施設のホール、総合文化センター、タワーホール船堀、河川敷スポーツ施設を除く。	直前キャンセル ペナルティポイント 1点
(2)	地域施設のホール、総合文化センター・タワーホール船堀において、システムの受付期間終了後から利用時間前までに利用取消を行ったとき。	直前キャンセル ペナルティポイント 1点
(3)	河川敷スポーツ施設において、利用日の6日前からシステムの受付期間終了前までに利用取消を行ったとき。	直前キャンセル ペナルティポイント 1点
(4)	施設の原状回復を行わなかったとき。	直前キャンセル ペナルティポイント 1点
(5)	河川敷スポーツ施設において、システムの受付期間終了後に利用取消を行ったとき、もしくは取消処理を行わず、施設を利用しなかったとき。	無断キャンセル ペナルティポイント 3点
(6)	利用開始時間以降に取消処理を行ったとき、もしくは取消処理を行わず、施設を利用しなかったとき。	無断キャンセル ペナルティポイント 3点
(7)	抽選又は予約した利用日の取消を行い、他の利用者番号で予約しなおしたとき。	無断キャンセル ペナルティポイント 3点
(8)	他の利用者の利用を阻害する行為をおこなったとき。 (大量に予約し、キャンセルを行う、抽選で当選した予約を頻繁に取り消すなど)	無断キャンセル ペナルティポイント 3点
(9)	地域施設のホール及び総合文化センター・タワーホール船堀の各部屋に当選したにもかかわらず抽選調整期間に支払いがないとき、又はホール・総合文化センターを予約して10日以内に支払いがないとき。	無断キャンセル ペナルティポイント 3点
(10)	施設管理者の指示に反する行為又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為のあったとき。	無断キャンセル ペナルティポイント 3点
(11)	重複登録を行ったとき。	1年間の利用停止
(12)	施設管理者の指示に反する行為又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為において悪意が認められたとき。	1年間の利用停止

備 考

- 1 ペナルティポイントの累計が9点になったとき、又は(11)、(12)の要件に該当したとき、利用者のシステムの利用を1年間停止します。
- 2 重複登録が行われた場合は、主たる一つの登録については(11)に基づき1年間の利用停止となり、その他の登録は第15条(5)により登録を取り消すこととします。

別表6 予約受付方法及び受付期間（地域施設）

団体種別		大型ホール	区民館ホール コミュニティ会館 ホール	篠崎文化プラザ	集会室・諸室 GP諸室 西葛西図書館 ギャラリー（会議 室利用）	GP集会室	バンケットルーム	
							宴会	会議
青年団体 少年団体 熟年者団体 障害者団体 文化活動団体	受付方法	抽選	抽選(2次)	抽選	抽選	抽選(2次)	先着順	先着順
	抽選受付	11ヶ月前 1日9時～10日22時	3ヶ月前 1日9時～10日22時	3ヶ月前 1日9時～10日22時	3ヶ月前 1日9時～10日22時	3ヶ月前 1日9時～10日22時		
	受付開始	11ヶ月前20日12時～	3ヶ月前20日12時～	3ヶ月前20日12時～	3ヶ月前20日12時～	3ヶ月前20日12時～	12ヶ月前1日9時～	5ヶ月前1日9時～
	受付終了	利用30日前15時	利用20日前15時	利用前日15時	利用前日15時	利用前日15時	利用20日前15時	利用20日前15時
中学生 高校生(区内) 高校生(区外)	受付方法							
	抽選受付							
	受付開始							
	受付終了							
一般(区内) 一般(区外)	受付方法	抽選	抽選(1次)	抽選	先着順	抽選(1次)	先着順	先着順
	抽選受付	11ヶ月前 1日9時～10日22時	5ヶ月前 1日9時～10日22時	3ヶ月前 1日9時～10日22時		5ヶ月前 1日9時～10日22時		
	受付開始	11ヶ月前20日12時～	5ヶ月前20日12時～	3ヶ月前20日12時～	3ヶ月前20日12時～	5ヶ月前20日12時～	12ヶ月前1日9時～	5ヶ月前1日9時～
	受付終了	利用30日前15時	利用20日前15時	利用前日15時	利用前日15時	利用前日15時	利用20日前15時	利用20日前15時

- 備 考
- 1 上記に記載されている月は、利用日の属する月から起算したものです。
 - 2 「受付開始」とは、先着順の施設では「予約の開始」を、抽選を行う施設では「空き予約の開始」のことを指します。
 - 3 小松川さくらホールの多目的ホールの抽選は、11ヶ月前のホール利用の抽選と、3ヶ月前のスポーツルーム利用等の抽選の2回に分けて行います。
なお、一般の方は11ヶ月前の20日12時から空き予約を行います。3ヶ月前の1日～10日の間は2次抽選への申込みは不可となり、その後は2次抽選後20日12時から空き予約での申込みとなります。
 - 4 区民館ホール・コミュニティ会館ホールの抽選は、5ヶ月前のホール利用の抽選と、3ヶ月前のスポーツルーム利用等の抽選の2回に分けて行います。
なお、一般の方は5ヶ月前の20日12時から空き予約を行います。3ヶ月前の1日～10日の間は抽選への申込みは不可となり、その後は2次抽選後の20日12時から空き予約での申込みとなります。
 - 5 大型ホール、区民館ホール、コミュニティ会館ホール及びバンケットルームの予約を行った方が控室等として規定されている施設を予約する場合は、その利用に必要な最低限の範囲においてホール及びバンケットルームと同時に申し込むことができます。
 - 6 西葛西図書館ギャラリーを展示目的で利用する場合には、5ヶ月前の1日より西葛西図書館窓口にて先着順で申し込みを受け付けます。
 - 7 上記期間外の予約については利用する施設の窓口へ直接ご相談ください。
 - 8 施設管理上必要な場合は、上記によらず受付期間を変更できるものとします。

別表7 申込み数等の制限（地域施設）

団体種別		大型ホール	区民館ホール	篠崎文化プラザ	コミュニティ 会館ホール・ GP集会室	集会室・ 諸室・ GP諸室・ 西葛西図書館 ギャラリー (会議室利用)	バンケット ルーム
青年団体 少年団体 熟年者団体 障害者団体 文化活動団体	抽選上限数	3回	3回	5回20時間	5回20時間		
	空き上限数	制限なし	3回	制限なし	5回20時間		制限なし
中学生 高校生(区内) 高校生(区外)	抽選上限数						
	空き上限数						
一般(区内) 一般(区外)	抽選上限数	3回	3回	5回20時間	5回20時間		
	空き上限数	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし		制限なし

備考

- 1 表に記載されている日数及び時間は、1ヶ月あたりで各利用者が予約できる申込みの上限数です。
- 2 上段は抽選申込み可能数を、下段は空き予約申込み可能数を表示しています。
- 3 空き予約の申込み日数及び時間には、抽選により当選した日数及び時間も含まれます。
- 4 コミュニティ会館ホール、GP集会室、集会室、諸室、GP諸室及び西葛西図書館ギャラリー（会議室利用）のご利用は、すべての施設合わせて5回20時間となります。
- 5 利用日前月の25日12時以降は、申込み数の制限を行いません。
- 6 複数の施設をつなげてご利用になる場合は、一部屋として取り扱います。
- 7 展示ギャラリーの申込み数等の制限については、上記によらないものとします。

別表 8 予約受付方法及び受付期間、申込み数等の制限（総合文化センター）

団体種別		ホール		展示室（展示目的）	諸室	
		大ホール	小ホール		リハーサル室・研修室・会議室・和室・展示室（展示目的以外）	展示ギャラリー
大型文化施設利用団体（区内）/ （区外）	受付方法	抽選	抽選	抽選	抽選	抽選
	抽選受付	12ヶ月前 1日9時～10日22時	12ヶ月前 1日9時～10日22時	12ヶ月前 1日9時～10日22時	5ヶ月前 1日9時～10日22時	5ヶ月前 1日9時～10日22時
	受付開始	12ヶ月前20日12時～	12ヶ月前20日12時～	12ヶ月前20日12時～	5ヶ月前20日12時～	5ヶ月前20日12時～
	受付終了	利用60日前15時	利用30日前15時	利用10日前15時	利用10日前15時	利用10日前15時
	抽選上限数	3回	3回	5回（最大14日）	5回	14日
	空き上限数	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
一般（区内）/ （区外）	受付方法	先着順	先着順	先着順	先着順	先着順
	受付開始	12ヶ月前20日12時～	12ヶ月前20日12時～	12ヶ月前20日12時～	5ヶ月前20日12時～	5ヶ月前20日12時～
	受付終了	利用60日前15時	利用30日前15時	利用10日前15時	利用10日前15時	利用10日前15時
	空き上限数	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし

備 考

- 1 総合文化センターは、大型文化施設利用団体（区内）/（区外）及び一般（区内）/（区外）以外の登録での利用はできません。
- 2 大ホール、小ホールの予約を行った方が控室等として規定されている施設を予約する場合は、その利用に必要な最低限の範囲において大ホール及び小ホールと同時に申し込むことができます。
- 3 上記期間外の予約については利用する施設の窓口へ直接ご相談ください。
- 4 施設管理上必要な場合は、上記によらず受付期間を変更できるものとします。
- 5 表に記載されている日数及び時間は、1ヶ月あたりで各利用者が予約できる申込みの上限数です。
- 6 空き予約の申込み日数及び時間には、抽選により当選した日数及び時間も含まれます。

別表 9 予約受付方法及び受付期間、申込み数等の制限（タワーホール船堀）

団体種別		ホール			バンケットルーム	諸室
		大ホール	小ホール	展示ホール (展示目的)	太陽の間、瑞雲、平安、福寿、桃源、蓬莱、式場	リハーサル室、研修室、会議室、応接会議室、和室、展示ホール(展示目的以外)
大型文化施設利用団体 (区内) / (区外)	受付方法	抽選	抽選	抽選	抽選(窓口受付のみ)	抽選
	抽選受付	12ヶ月前 1日9時～10日22時	12ヶ月前 1日9時～10日22時	12ヶ月前 1日9時～10日22時	5ヶ月前 1日9時～10日22時	5ヶ月前 1日9時～10日22時
	受付開始	12ヶ月前20日12時～	12ヶ月前20日12時～	12ヶ月前20日12時～	5ヶ月前20日12時～	5ヶ月前20日12時～
	受付終了	利用60日前15時	利用30日前15時	利用30日前15時	利用30日前15時	利用10日前15時
	抽選上限数	3回	3回	1回(最大14日)	5回	5回
	空き上限数	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
一般(区内) / (区外)	受付方法	先着順	先着順	先着順	先着順(窓口受付のみ)	先着順
	受付開始	12ヶ月前20日12時～	12ヶ月前20日12時～	12ヶ月前20日12時～	5ヶ月前20日12時～	5ヶ月前20日12時～
	受付終了	利用60日前15時	利用30日前15時	利用30日前15時	利用30日前15時	利用10日前15時
	空き上限数	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし

備 考

- 1 タワーホール船堀は、大型文化施設利用団体(区内) / (区外) 及び一般(区内) / (区外) 以外の登録での利用はできません。
- 2 大ホール、小ホール及び式場の予約を行った方が控室等として規定されている施設(楽屋・バンケットルーム等)を予約する場合は、その利用に必要な最低限の範囲において大ホール・小ホール及び式場と同時に申し込むことができます。
- 3 上記期間外の予約については利用する施設の窓口へ直接ご相談ください。
- 4 施設管理上必要な場合は、上記によらず受付期間を変更できるものとします。
- 5 表に記載されている日数及び時間は、1ヶ月あたりで各利用者が予約できる申込みの上限数です。
- 6 空き予約の申込み日数及び時間には、抽選により当選した日数及び時間も含まれます。

別表10 抽選及び空き予約受付開始時期（スポーツ施設）

団体種別		テニスコート フットサルコート	バスケットコート	野球場	ソフトボール場	サッカー場	その他 スポーツ施設	少年施設
野球チーム	抽選受付			1日9時～10日22時				
	空き予約開始			12日12時～				
小学生チーム (区内)	抽選受付							1日9時～10日22時
	空き予約開始	14日12時～			14日12時～		14日12時～	12日12時～
小学生チーム (区外)	抽選受付							
	空き予約開始	14日12時～			14日12時～		14日12時～	13日12時～
中学生チーム	抽選受付							
	空き予約開始	14日12時～	14日12時～	14日12時～	14日12時～	14日12時～	14日12時～	
小学生	抽選受付							
	空き予約開始	14日12時～						
中学生	抽選受付							
	空き予約開始	14日12時～	14日12時～					
高校生(区内) 一般(区内)	抽選受付	1日9時～10日22時	1日9時～10日22時		1日9時～10日22時	1日9時～10日22時	1日9時～10日22時	
	空き予約開始	12日12時～	12日12時～	12日12時～	12日12時～	12日12時～	12日12時～	
高校生(区外) 一般(区外)	抽選受付							
	空き予約開始	13日12時～	13日12時～	13日12時～	13日12時～	13日12時～	13日12時～	

備 考

- 1 スポーツ施設の抽選及び空き予約の開始は、すべて利用日の属する月の1ヶ月前の月に行います。
- 2 スポーツ施設の空き予約は、すべて利用日前日の15時までの受付となります。
- 3 スポーツ施設の利用日前日15時以降及び当日の予約については、管理事務所で先着順で受付を行います。

別表11 申込み数等の制限（スポーツ施設）

団体種別		テニスコート フットサル コート	バスケット コート	野球場	ソフト ボール場	サッカー場	その他スポーツ施設			少年施設	
							ラグビー場	運動場 多目的広場	ローラー コート	少年 野球場	少年 サッカー場
野球チーム	抽選上限数			4時間							
	空き上限数			制限なし							
小学生チーム (区内)	抽選上限数									4時間	4時間
	空き上限数	制限なし			制限なし		制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
小学生チーム (区外)	抽選上限数										
	空き上限数	制限なし			制限なし		制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし
中学生チーム	抽選上限数										
	空き上限数	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし		
小学生	抽選上限数										
	空き上限数	20時間									
中学生	抽選上限数										
	空き上限数	20時間	20時間								
高校生(区内) 一般(区内)	抽選上限数	4時間	4時間		4時間	4時間	4時間	4時間	4時間		
	空き上限数	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし		
高校生(区外) 一般(区外)	抽選上限数										
	空き上限数	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし		

備 考

- 1 表に記載されている時間は、1ヶ月あたりの各利用者の抽選申込み及び空き予約申込みの上限数です。
- 2 上段は抽選申込み可能時間数を、下段は空き予約申込み可能時間数を表示しています。